

# 宇部高専における発達障害のある学生の支援体制整備

浅原 京子\* 内堀 晃彦\*\* 江原 史朗\*\*\* 久保田 良輔\*\*\*

## Developing Ube College's System to Support Students with Developmental Disabilities

Kyoko ASAHARA\* Akihiko UCHIBORI\*\* Fumiaki EHARA\*\*\* Ryosuke KUBOTA\*\*\*

**Abstract :** Providing necessary support for students with difficulties or special needs requires a college-wide framework. This paper reports how National Institute of Technology, Ube College has been developing its system to support students with developmental disabilities for the past several years, and discusses what more can and should be done to keep improving its current system.

**Key words :** developmental disabilities, student support system

### 1. はじめに

日本学生支援機構による調査では、全国の高等教育機関における発達障害のある学生の在籍数は年々増加しており、その傾向は大学および短期大学と比べて特に高等専門学校において顕著であることが指摘されている。<sup>1)</sup> また、平成27年度の調査結果では、回答した57高専のうち51校（89.5%）に発達障害学生が1名以上在籍しており、各校において様々な支援が実施されている。<sup>2)</sup> このような状況の中、宇部高専においても、支援の実践を通して少しずつ学内の支援体制の整備を進めてきた。

本稿では、これまでの取り組みを振り返り、支援体制整備推進を通じて改善できたこと、直面してきた問題、そして新たに増えてきた課題とその解決策を検討する。

### 2. 支援体制整備の経緯

図1に示すように、平成22年度以前は、発達障害の有無に関わらず、学生の修学や就職等の支援における中心的役割は担任が担い、学生相談室や学生主事、教務主事、寮務主事、キャリア支援室および各委員会等と連携しながら対応していた。当時は、入学段階から発達障害の診断や支援の依頼のある学生はまだごく数名で、在学中に何らかの問題を抱えた学生を支援しているうちに、背景に発達障害があることが分かるケースが主であった。学生相談室では問題を抱えて困っ

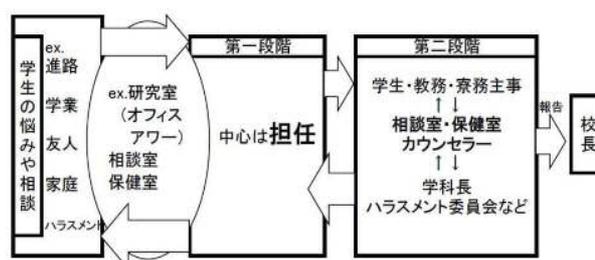


図1 平成22年度以前の障害学生支援の流れ

ている学生に対して担任や関係部署とともに支援を行っていたが、組織的な対応という面ではまだ十分な体制は整っていないかったといえる。

一方で、平成23年度に中国地区高専校長会を監督機関として「中国地区高等専門学校学生相談室長連絡会議（平成28年度から「中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議」に名称変更）」が開始され、学生相談や障害学生支援に関する情報交換が行われるようになった。この流れの中で、平成23・24年度には国立高等専門学校機構の特別教育研究経費事業である「発達障がいに関わる特別教育支援体制の整備—中国地区8高専連携 高専教育力向上プロジェクト—」が実施された。<sup>3)</sup> この事業では、4つの目標（①個別支援の実施と特別支援教育士養成、②特別支援情報のデータベース化、③特別支援方法の調査研究、④講習会の開催）を掲げ、各高専の状況にあわせた取り組みが行われた。上記③においては、特別支援の方法を「個別対応（個別指導、個別配慮）」、「小集団対応（共同実験・補習）」、「集団対応（クラス経営・キャリア教育）」、「全体対応（システム整備・情報共有）」の4つに分類し、8高専が分担して調査研究を行った。宇部高専はこのころ、入学時から支援の必要

（2017年1月6日受理）

\*宇部工業高等専門学校 一般科「責任著者」

\*\*宇部工業高等専門学校 機械工学科

\*\*\*宇部工業高等専門学校 制御情報工学科

性が判明している学生が増えつつあった時期でもあり、この4つの中で「個別対応」に関する調査研究の担当校となった。そこで、対象学生への個別支援の充実を重点課題として学内全体の支援体制整備を進めるために、平成 23 年度からは、図 2 に示すように学生相談室を中核組織として発達障害学生支援を行う体制へと移行していった。これにより、以前のような担任への負担の集中を緩和し、より組織的かつ継続的な支援を実施することを目指して、支援対象学生に関する情報の収集や支援内容・方針の検討、支援の連絡・調整、他部署との連携における中心的な役割を学生相談室が担うようになった。

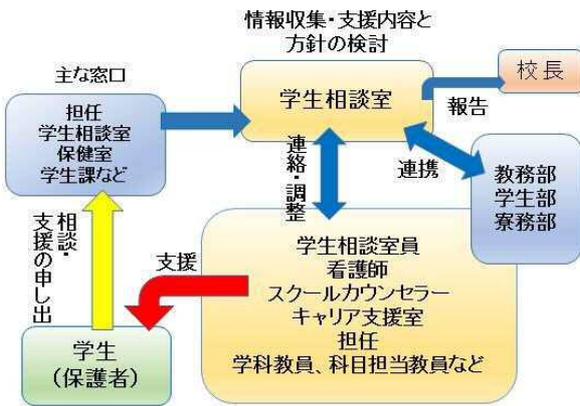


図2 平成 23～27 年度の障害学生支援の流れ

この事業への取り組みを通して、個別支援の実施内容が拡大してノウハウが徐々に蓄積されるとともに、学内外における講習会の参加・開催による教職員のスキルアップと理解の促進、また、相談室の防音改修や教室への「提出物予定表ボード」とプロジェクター設置など、設備面での整備も同時に推進された。

これらの宇部高専の取り組みの中で最大の特徴であり成果となったのは、「個別対応」の充実を目指したカウンセラーの増員と多様化による相談体制の強化であった。平成 22 年度末までは学生相談室のカウンセラーは非常勤の臨床心理士 1 名で週 1 回の体制であったが、平成 23 年度から人数と回数を徐々に増やし、平成 24 年度には臨床心理士 2 名（火曜日と木曜日）、ソーシャルワーカー 1 名（月曜日）、OB 教員カウンセラー 1 名（水曜日と金曜日）の計 4 名に増員し、毎日午後いずれかのカウンセラーが学生相談室に常駐するようになった。こうした学生相談体制の改善により、特別支援対象学生だけでなくその保護者や関係教職員もカウンセラーから専門的な助言をすぐに受けられるようになり、日々の個別支援を進める上で非常に重要な一歩となった。同時に、予約後 1 カ月待ちのようなカウンセラー不足の状態が大きく改善されただけでなく、障害の有無に関わらず、様々な問題や悩みを抱える学生の相談も増えて、学校全体にとって学生相談室がより利用しやすい場所となるという好ましい副次効果ももたらした。

このようにして、他高専との連携事業を通して支援の幅が広がり、学内の理解と協力を得ながら、以前に比べて多様な

個別支援を実施する体制が整えられていった。しかし、個々の学生への支援内容は、その特性や困難の度合い、本人や保護者の意識、学力、人間関係、生活環境等、様々な背景によって大きく異なり、実際の支援の現場は試行錯誤の連続である。支援や配慮が常によく機能するとは限らず、特定の関係教職員に負荷がかかる構図は大きくは改善できなかったことが大きな課題として残った。また、学内に特別な支援委員会等を設けずに、支援の必要な学生ごとに学生相談室が関係教職員とそのつど連携する形で支援を行う体制のままであることにも課題があった。本来の日々の学生相談対応に加え、学生の自殺予防などのメンタルヘルスケアの業務が近年拡大する中で、学生相談室に限られた人数で障害学生修学支援全般をも担い続けることは、業務や支援の質の低下につながる恐れがあるだけでなく、教務的な問題での支援や配慮などでは可能な対応に限界があるなど、組織的な問題があり、より効果的な学内体制を整備する必要があったためである。

折しも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月に制定され平成 28 年 4 月から施行されることになり、高専においても障害のある学生に対する合理的な配慮が求められることになった。<sup>4)</sup> そのため、平成 28 年度 4 月の同法の施行を視野に、心身に障害のある学生の支援に関して必要な事項を審議する組織を学内に整備するためのワーキンググループ（以下、WG）を、平成 26 年度から 27 年度にかけて設置した。教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、キャリア支援室長、学生課長から成るこのWGでは、より組織的な支援のテストケースとして、ある発達障害学生に対して、担任や学生相談室員、科目担当教員などの関係教職員からなる支援チームを編成して支援にあたるとともに、支援組織や規則等について整理する準備作業を行った。

そして、平成 28 年 4 月には「障害学生修学委員会」を設置し、図 3 に示すように、障害のある学生の修学支援を、委員会を中心としてより全学的に、組織的に行う形へと移行した。委員会の設置にあわせ、障害学生及びその保護者やその

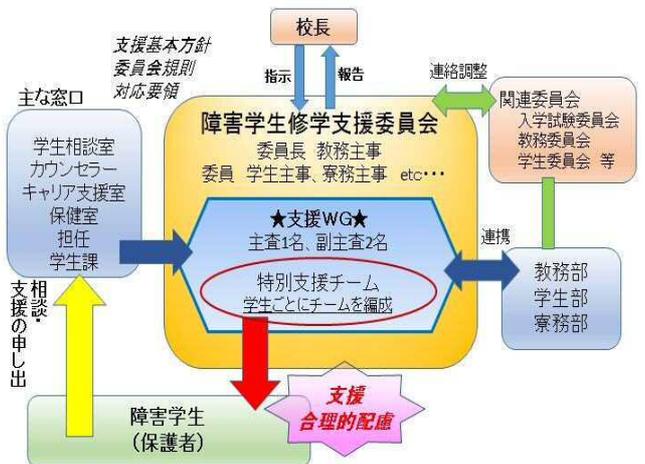


図3 平成 28 年度以降の障害学生支援の流れ

他の関係者からの相談に対応するため、相談窓口や支援体制など、障害学生修学支援に関する情報を学校のホームページ上でも公表するようになった。<sup>5)</sup>

この委員会は、教務主事を委員長とし、学生主事、寮務主事、専攻科長、学生相談室長、キャリア支援室長、学生課長等から構成され、障害学生に対して公正な教育を保証し、適切な修学環境を提供することを目的として、学校全体としての方針の検討や関係委員会等との連絡調整を行う。さらに委員会には主査と副主査からなる支援WGを置いて、各学生の状況に応じて支援方針や内容を決定し、必要に応じて担任や学生相談室員、キャリア支援室員、科目担当教員などの関係教職員からなるサポートチームを編成して支援を行うこととなり、現在に至っている。

また、平成 23・24 年度の事業期間中にはカウンセラー増員を優先したために見送られた特別支援教育士の養成については、平成 26 年度から学生相談室員 1 名が受講を開始し、平成 28 年度 4 月に資格が交付され、学内の人材育成の面でも進展が見られた。

### 3. 支援の実施状況と課題

このような経緯を経て、ゆっくりではあるが着実に、障害学生の支援体制整備が全学的かつ組織的な取り組みとして継続・発展してきた。ここで、現在の支援の流れと実施状況について確認し、宇部高専での支援の強みと問題点について検討する。

最近では、出願時や入学試験時および入学手続き時等に、学生本人または保護者や中学校などの関係機関からの情報提供と支援や配慮の申し出によって支援が開始されることも増えている。一方で、在学中に学生本人や保護者、周囲の教職員等からの気付きや情報提供により支援につながる場合も少なくない。現在は支援WGによってサポートチームを編成して支援にあたっているケースと、特別なチームは設けず、関係教職員でそのつど支援を行っているケースとに分かれるが、継続実施中の支援の主なもの以下の通りである。

#### ▶ 学習・生活支援

補習、座席配慮、保健室受験、提出物支援、教員への配慮願い、対人関係配慮、情報取得支援、スケジュール管理指導、定期カウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング等

#### ▶ 就職進学支援

定期カウンセリング、情報取得支援、面接練習、スケジュール管理指導、キャリア指導等

これらの支援は、支援WGメンバーやサポートチームの教職員が、カウンセラーや保護者と連携して行うことで可能となっている。宇部高専では前述の事業により「個別対応」を重視してきたことから、プロジェクト終了後においても、学校全体の予算削減が続く逆風の中、カウンセラーの配置や勤

務時間を減らすことなく、むしろ増員して学生相談体制をさらに充実させてきた。平成 27 年度前期からは、OB 教員カウンセラー 1 名に代わってキャリアコンサルタント 1 名を教育コーディネーター兼キャリアカウンセラーとして雇用し、また同年度後期からは、月に 1 度、精神科医 1 名をカウンセラーとして、新たに雇用している。こうしてカウンセラーは計 5 名となり専門とする領域も広がった（臨床心理士 2 名、ソーシャルワーカー 1 名、キャリアカウンセラー 1 名、精神科医 1 名）。これにより、地域の医療機関や就職支援機関など、外部の専門機関との連携がスムーズに実現する事例も増加した。また、平成 27 年度末には、学生相談室が 3 名のカウンセラー（臨床心理士 2 名、ソーシャルワーカー 1 名）と共同で『高専教職員のための特別支援教育ガイド（発達障害編）』を作成し、学内 FD・SD の資料として用いるとともに、支援関係教職員に配布、および教職員誰でも利用できるように学内 LAN 上で閲覧可能とし、学内の人材育成と啓発に利用している。このように、専門分野の異なる 5 名のカウンセラーの存在は非常に大きく、現在の支援体制における最大の強みとなっている。今後もこのように、学内ですぐに専門家に相談したり連携したりしやすい学生相談体制を維持していくことは、障害学生修学支援においても学生全体のメンタルヘルスケアの面でも、学生や保護者はもちろん、支援にあたる関係教職員にとっても非常に重要である。

一方で、支援における一部の教職員への負荷の集中という面では、今後も継続的な改善の取り組みが必要である。個別支援においては、学生の成長とともに支援者にも大きな喜びが得られる一方で、個人面談や学習支援など、支援の実施には多大な時間と労力が伴う場合がある。現状では、特定の教職員が重複して複数の学生の支援にあたる場合も多い。そして、これまでの支援実績により支援内容が量的にも質的にも拡大しており、学校として何をどこまで合理的配慮として対応するのか悩ましい状況が続いている。長時間の補習などで個別支援が効果的に進むケースでも、支援者の負担が大きく、支援対象学生の人数がさらに増えた場合には同等の支援を提供できない可能性もある。また、成績不振や学生生活不適応などは、障害の有無に関わらず生じうる問題である。従って、支援の対象者と内容を、その負荷も考慮しながら議論を深める必要がある。

また、学校全体の障害学生支援に関する意識と理解は年々高まってきたが、実際の対応にはまだ温度差があり、さらなる向上の余地がある。円滑な支援のためには、講習会等を通じた人材育成や TA の活用、障害学生支援の専任担当者の配置などを行っていく必要があるが、予算と人員の削減と並行して様々な業務の多忙化が進む現状では、簡単には解決が難しい。

これらの問題を一挙に解消できるわけではないが、次の一歩として、図 4 のように、障害学生の修学支援を行う「学生修学支援室（仮称）」のような部署を設置することを提案したい。障害学生修学支援においては、入学試験から就職進学

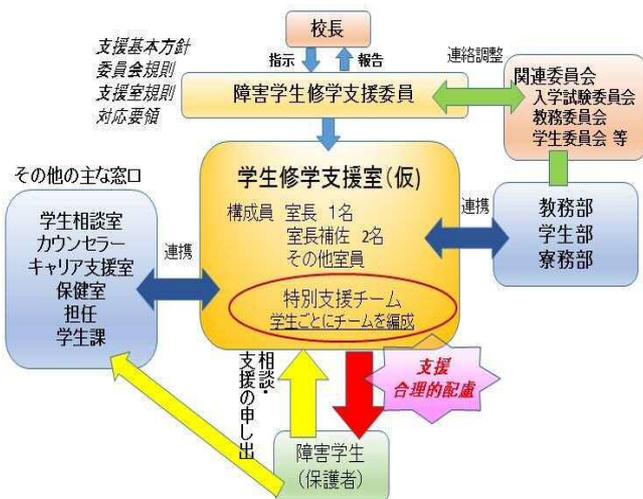


図 4 今後の障害学生支援の流れ案

支援まで、学生生活全般に関わるため、教務部、学生部、寮務部、専攻科、学生相談室、キャリア支援室等、様々な部署との連携が必要である。障害学生修学支援委員会の設置によって、現在は形式的にはこの委員会と支援WGが各部署との連絡調整を行うようになっているが、実態は以前から支援に関わっていた一部教職員の活動をそのまま引き継ぎ形で支援が行われている。委員会の形をとりながら実務作業を同時に行っている状態である。障害学生支援に特化する新組織の設置によって、現行の支援の実態がすぐに変わるわけではないとしても、構成員が学生相談室やキャリア支援室とは別に組織されることで、担当者の幅が広がり、特定の人員への負荷を分散することが期待される。また、学生相談室は学生相談とカウンセリング機能、キャリア支援室はキャリア形成支援機能、学生修学支援室(仮称)は障害学生に関するコーディネート機能、というように、各部署が専門領域に応じた役割を担い、連携・協働して学生への支援を機能させる体制にできる。また、委員会から独立した組織となることで形としてもすっきりし、担当窓口として組織的にも分かりやすくなる。

#### 4. おわりに

これまで、支援体制整備の組織的な側面について強調してきたが、最後に、今後の支援のあり方について少し触れたい。個別支援に力を入れてきた宇部高専の障害学生支援において、対応が遅れてきた支援内容の中に、クラスや学年、および学生全体を視野に入れた、集団の中での支援、という側面があると思う。ピアサポートや人権意識の養成、集団の中でのソーシャルスキルなど、学生同士が主体的かつ対話的に

関わりを持ちつつ、お互いを理解し助け合いながら高専という学びの場で成長するための支援を展開することを、今後の大きな目標の一つとしたい。全学生のインターンシップ参加やアクティブラーニングの推進など、教育の高度化への対応が急ピッチで進められている現在、コミュニケーションや協働作業に課題を抱えることの多い発達障害のある学生の支援は、これからますます重要な課題となる。様々な特性を持つ学生を受け入れるインターンシップ先の開拓とそこでの個別の訓練、1人1人のソーシャルスキルトレーニングなど、個別支援も必要であるが、これからはさらに集団という視点でも、指導上の配慮や方法等についてこれまで以上に検討する必要があるだろう。

そして、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、発達障害以外の障害を持つ学生の支援については、特別な支援の必要な学生の数がこれまで非常に少なかったため、支援の実績やノウハウが十分ではない。この面でも、多様な支援に向けた知識とスキルの獲得が必要である。

障害の有無に関わらず、何らかの支援を必要とする学生への配慮や支援がある場とは、そこにいる誰にでも分かりやすく、安心して過ごし学べる場であるはずである。宇部高専がそのような場であるために、これまでの成果を点検・改善しながら、支援体制の整備を全学的な取り組みとして今後も継続・発展させることが重要である。

#### 参考文献

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構, 2015.3, 平成17年度から25年度調査分析報告(大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査), 2016.12.27, [http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/chosa/bunseki\\_2005\\_2013.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/bunseki_2005_2013.html).
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構, 2016.3, 平成27年度(2015年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書, 2016.12.27, [http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/chosa/2015.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/2015.html).
- 3) 飯島睦美ほか: 発達障がいに関わる特別支援教育体制の整備—中国地区8高専連携 高専教育力向上プロジェクト—, 高専教育, 第36号, pp.639-642, 2013.3.
- 4) 独立行政法人国立高等専門学校機構, 2016.3, 独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領, 2016.12.27, [http://www.kosen-k.go.jp/information/shougai\\_text.txt](http://www.kosen-k.go.jp/information/shougai_text.txt).
- 5) 宇部工業高等専門学校, 2016.3, 本校の障害学生修学支援体制について, 2016.12.27, <http://www.ube-k.ac.jp/kosenlife/support/#03>.